

銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業
全体計画変更に係る検討委員会設置要領

(名称)

第1条 本会は、「銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業全体計画変更に係る検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討委員会は、銅山川地区直轄地すべり防止事業において発生した自然災害等に対し、平成24年度に変更を行った全体計画に基づく対策工の実施状況、効果について分析・評価したうえで、今後の対策工計画等について、学識経験者等から指導、助言を頂くことを目的として設立する。

(検討委員会)

第3条 検討委員会の委員は、東北森林管理局長が委嘱する。

2 検討委員会の委員は、別紙のとおりとする。

3 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

4 検討委員会には座長を置くものとし、座長は委員の互選によって定める。

5 座長は検討委員会を代表し、会務を統括する。

6 検討委員会は必要に応じて委員の追加等を行うことができる。

(検討委員会の運営)

第4条 検討委員会は、座長が必要と認めるとき、これを招集する。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。

3 検討委員会の運営方法については、必要に応じて検討委員会において定める。

(意見聴取等)

第5条 検討委員会は、必要と認めるとき、関係者から意見聴取等を行う。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、東北森林管理局に置く。

(その他)

第7条 この設置要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、座長が検討委員会に諮って定める。

附則 この設置要領は、平成30年1月19日から施行する。

(別紙)

銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業
全体計画変更に係る検討委員会

委員名簿

井良沢 道也	岩手大学農学部森林科学科 教授
宮城 豊彦	東北学院大学教養学部地域構想学科 教授
八木 浩司	山形大学地域教育文化学部 教授
大丸 裕武	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 研究ディレクター
岡本 隆	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 森林防災研究領域 チーム長（リスク評価担当）
安達 喜代美	山形県農林水産部 林業振興課 課長
越後 享	大蔵村産業振興課 課長
島内 厚実	東北森林管理局計画保全部 部長